

預金者のみなさまへ

～各種預金規定等の改定について～

みなと銀行は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」と、2020年4月に施行される改正民法（債権法）を踏まえ、2019年10月1日より下記の内容を反映し、預金規定等を一部改定することといたしました。

改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

なお、規定毎の新旧対照表については、下記の規定名をクリックしてください。

記

◆主な改定内容◆

改定する条項	改定する内容の概要
「取引の制限等」 (条項の追加)	(各種確認や資料提出のお願いについて) 当行はお客さまに関する情報やお取引の具体的な内容等を適切に把握させていただくため、ご回答の期限を指定して、各種確認をさせていただく場合や資料のご提出をお願いする場合があります。 この場合に、お客さまから正当な理由なく指定した期限までにご回答いただけない場合には、お取引を制限させていただきます場合があります。
	(外国籍のお客さまについて) 日本国内に居住している外国籍のお客さまは、在留資格・在留期間等を当行の指定する方法によって当行に届出いただく場合があります。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行はお取引を制限させていただきます場合があります。
	(上記2事由以外でお取引を制限させていただく場合について) 当行がお願いした各種確認やご提出いただいた資料、具体的なお取引の内容、お客さまによるご説明内容やその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、お取引を制限させていただきます場合があります。
	(お取引の制限の解除について) 上記3事由によりお取引等を制限させていただいている場合であっても、お客さまからのご説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が判断した場合には、当行は当該お取引等の制限を解除いたします。
「解約等」 (条文の追加)	(定期性預金の満期日前の解約について) 定期性預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできないものとします。
	(預金の解約事由の追加について) 当行がお客さまに通知することにより預金口座を解約できる事由に、以下の3事由を追加いたしました。 ・上記「取引の制限等」の定めにもとづくお客さまの回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき ・上記「取引の制限等」の定めにもとづくお取引の制限が1年以上に亘って解除されないとき ・当該預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
	(預金の解約等の通知について) 預金の解約事由（前記3事由を含む）に該当した場合には、当行は当該預金取引を停止し、お客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約等の通知をお届けの住所にあてて発信した時に預金取引が停止され、または預金口座が解約されたものとします。
「成年後見人等」 (条文の追加)	(成年後見人等に補助・保佐・後見が開始された場合の届出について) 成年後見制度をご利用いただいているお客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合は、取引店に届け出てください。

◆対象となる預金規定等（規定内容の詳細を確認するには規定名をクリックしてください）◆

- | | | |
|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------------|
| ・総合口座取引規定 | ・普通預金規定 | ・当座勘定規定 |
| ・貯蓄預金規定 | ・通知預金規定 | ・パーソナル通知預金「Neo」規定 |
| ・納税準備預金規定 | ・自由金利型定期預金規定 | ・自由金利型定期預金（M型）規定 |
| ・期日指定定期預金規定 | ・変動金利型定期預金規定 | ・積立定期預金「つみたてっ子」規定 |
| ・据置型定期預金規定 | ・一般財形預金規定 | ・財形年金預金規定 |
| ・財形住宅預金規定 | ・貸金庫規定（手動） | ・貸金庫規定（自動） |

みなと銀行では、今後ともお客さまのニーズにお応えできるサービスの提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。